

平成19年10月9日
福島県土木部道路領域

除雪業務委託における「基本待機保証」について

福島県では、この度、除雪業務委託における待機について、下記の通り「基本待機保証」を設定することとしました。

記

「基本待機保証」の概要

「基本待機保証」は、待機に係る人件費について一定程度保証するものであり、12月15日から3月14日までの3ヶ月間を「基本待機保証期間」と定め、この期間に会津地方の特別豪雪地帯では最大で60日分の費用を時間に換算し、「基本待機保証」として降雪状況や除雪の有無にかかわらず保証するものである。

他の地域についても「基本待機保証」を適用するが、過去3年間の除雪実績から定めた地域別かつ機種別の係数による補正と契約日数の差による補正を行って保証するものである。

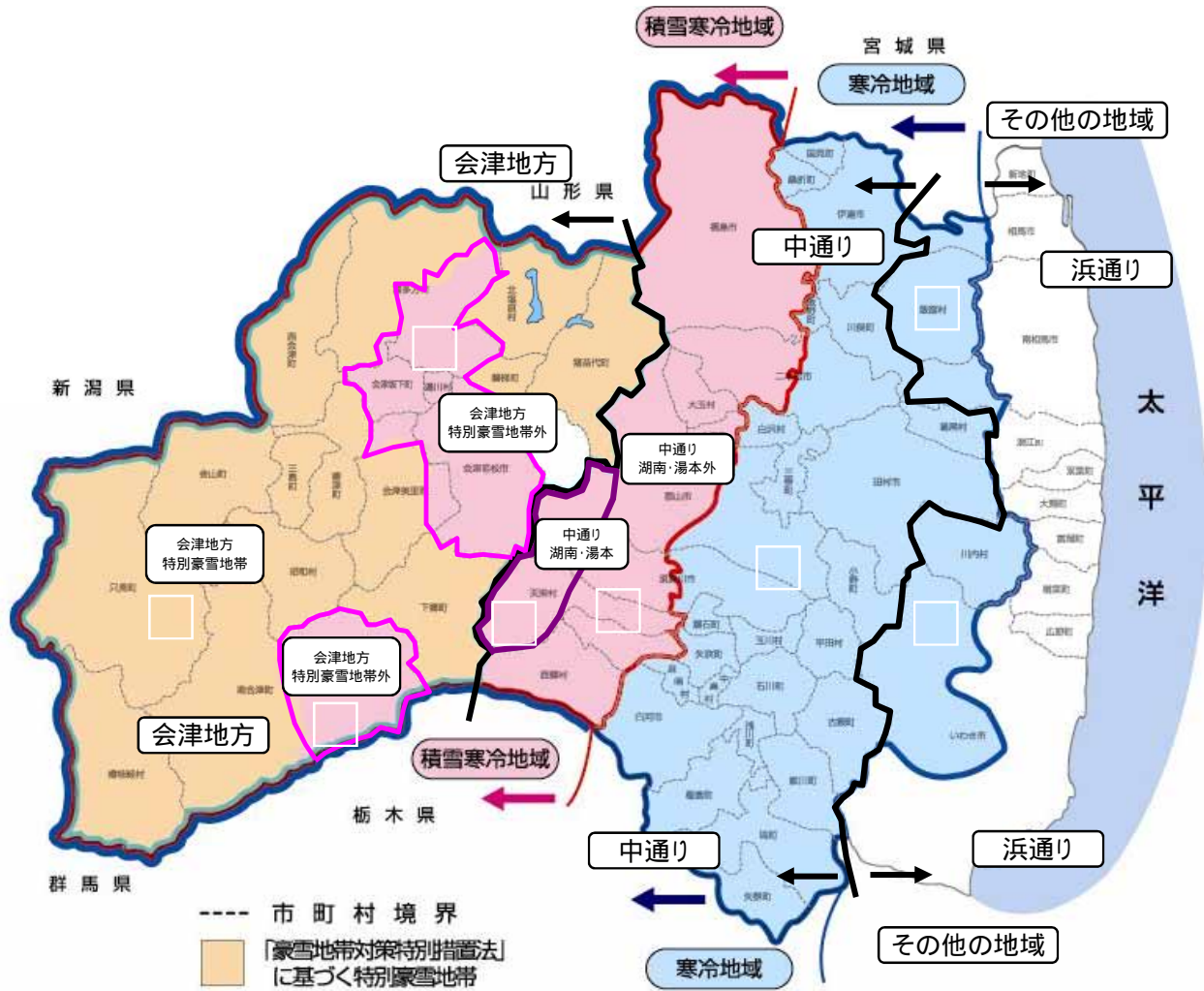
なお、待機の確認については除雪業務を受注した会社と「作業管理のあり方に係る意見交換」を行うなど十分協議し、発注者・受注者双方が了解したうえで、その方法を定めるものとする。

(別添資料参照)

問い合わせ先

土木部道路領域道路管理グループ
担当者 宗形輝由、安孫子辰雄
電話 024-521-7468 内線3564
FAX 024-521-7951

地域・方部別エリア図

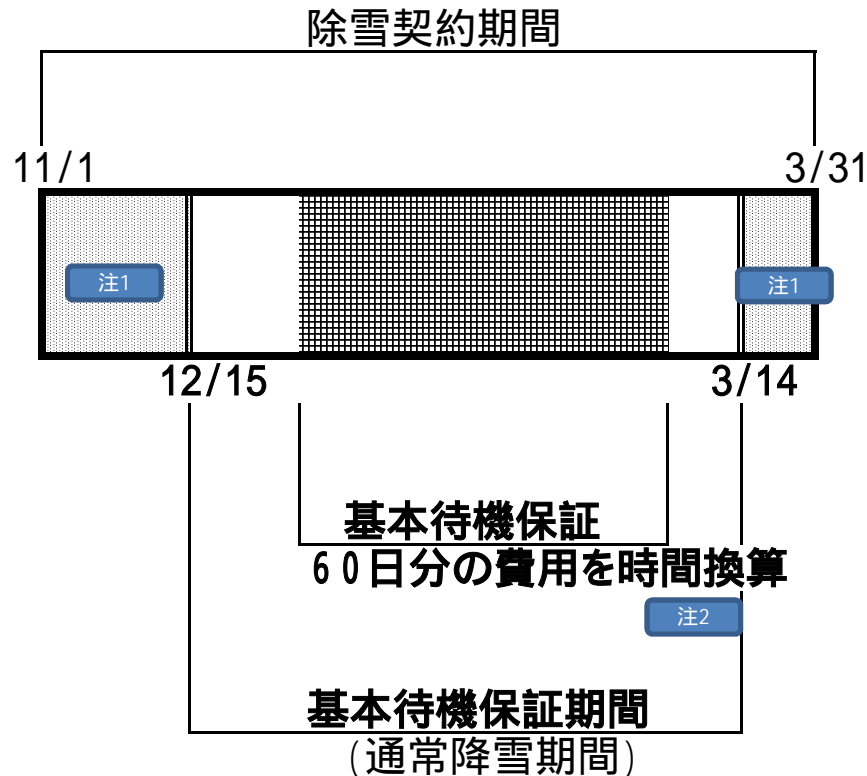


地域・方部別区分
積雪寒冷地域・会津地方（特別豪雪地帯）
積雪寒冷地域・会津地方（特別豪雪地帯以外）
積雪寒冷地域・中通り（湖南・湯本地区）
積雪寒冷地域・中通り（湖南・湯本地区以外）
寒冷地域・中通り
寒冷地域・浜通り
その他の地域・浜通り

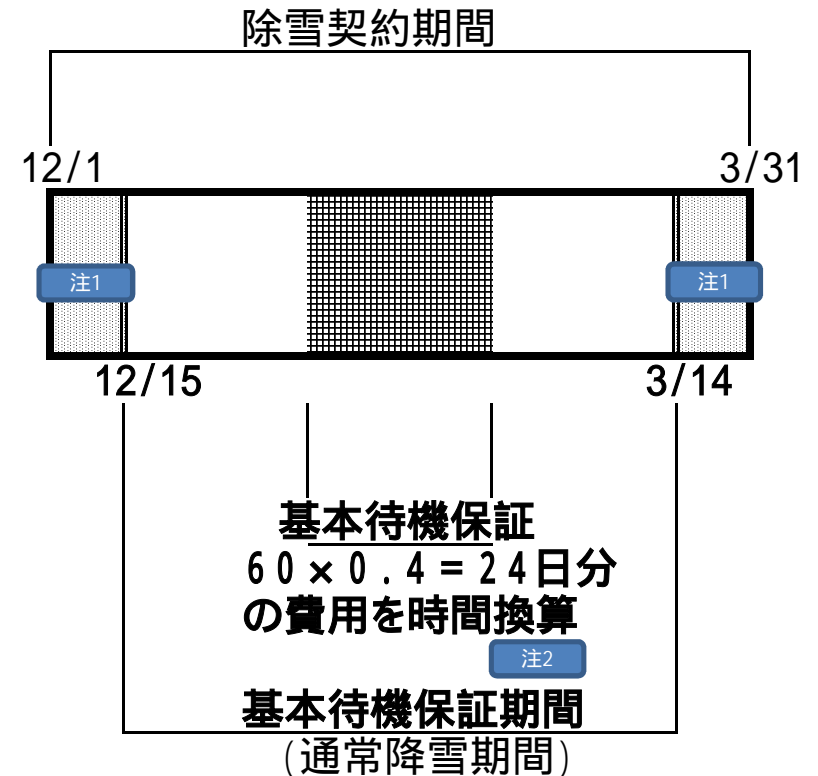
基本待機保証割合
の保証の割合を100%とすると
は60%程度
は80%程度
は40%程度
は20%程度
は30%程度
は5%程度となる

「基本待機保証」の概念図

会津地方(特別豪雪地帯)の場合



中通り地方(積雪寒冷地域)の場合
(湖南・湯本地区以外)



- 1 基本待機保証期間外であっても、待機命令を出せば待機補償費が支払われます。
- 2 基本待機は1日を最大11時間に換算する。